

## 目黒区実施計画改定要領

## 1 計画改定の基本的な考え方

本区では、「ともにつくる みどり豊かな 人間のまち」を目指した基本構想の実現を図るため、政策にかかわる長期的な総合計画として、計画期間を 10 か年とする基本計画を定めるとともに、基本計画に定める施策を具体化するための短期的な行財政計画として、計画期間を 5 か年とする実施計画を定めている。

現行実施計画は、「財政健全化のアクションプログラム」の取り組みを踏まえつつ、厳しい財政状況の中にあっても、区政の中長期的な目標を示すとともに、区政の課題に的確に対応することにより、区民の暮らしの安心を支え、まちの魅力を高め、愛着や誇りを持てるまちづくりを進めるため、平成 25 年 3 月に改定したものである。なお、施設整備に係る事業については、原則として区有施設見直し検討の結果を受けて整理することから、緊急性の高い事業に厳選して計上した。

区の財政状況は、平成 24 年度決算では一定の改善が見られ、また、平成 26 年度当初予算では、景気の回復基調を反映して歳入増を見込み、重要課題に関して重点的・効果的な予算配分を行った。しかし、依然として硬直した財政構造から脱したとは言えない状況にある。新たな行政需要に的確にこたえていくため、今後とも、財政基盤をゆるぎない強固なものとしていく必要がある。

本年 3 月には、目黒区区有施設見直し方針（以下、「区有施設見直し方針」という。）を策定した。現行実施計画は、施設整備に係る事業について、緊急性の高いものに厳選した経緯があることから、原則 3 年ごとの修正、延長するところを前倒しして、平成 27 年 3 月を目途に改定することとした。そのため、区有施設見直し方針に掲げる、新規凍結原則などの 3 原則、5 つの視点、8 つの手法を踏まえて検討するとともに、緊急財政対策期間の終了を迎えていく中での検証等を踏まえ、行革計画とも整合性を図りながら、改定を行う必要がある。

改定にあたっては、社会経済状況、区財政、国・都の動向、人口構造の変化等、区政を取り巻く様々な状況を的確に把握するとともに、区民意識調査等に基づく区民意見・要望等を適切に反映することとし、計画期間内に重点的・優先的に取り組むべき事業を厳選し、区民福祉の向上につなげるものとする。

## 2 計画の期間及び改定の時期

計画期間は、平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とし、改定の時期は、平成 27 年 3 月とする。

### 3 改定案の作成方針

#### (1) 区有施設見直し方針の3原則等及び目黒区行革計画との整合性確保

新規凍結原則、事前調整原則、数値目標原則の3つの原則などを掲げる区有施設見直し方針をはじめ、目黒区行革計画との整合性を図りつつ、目黒区基本計画で示した目標の具体化を効果的に達成するために、重点的に力を注ぐべき課題や優先的に取り組むべき課題に対応した事業を厳選する。なお、事業の厳選に当たっては、緊急財政対策の検証と今後の取組を踏まえたものとする。

#### (2) 検討対象事業の種類

新たに実施計画に計上する事業は、中長期的に取り組む事業のうち、平成27年度から平成31年度の計画期間内に財源の裏付けと事業量を明らかにして取り組む必要がある、次のいずれかに該当する事業を対象とする。

##### ア 施設建設・整備計画事業等

(ア) 計画期間内に設計又は工事等に着手する事業(例:新築・改築・大規模改修、公園整備、道路整備事業など)

(イ) 施設整備に向けた調査等を必要とする事業

##### イ 非施設計画事業

(ア) 計画期間内に、新たな制度の創設や取組が必要な事業及び既存事業を計画的に拡充する必要のある事業で特に重要な事業(例:システムの開発、助成事業の拡充など)

(イ) 民間事業者等による施設整備の誘導等による事業

#### (3) 現行の事業に対する必要な見直し

現行の実施計画に掲げる事業については、今年度改定する行革計画及び区有施設の見直し方針との整合を図るとともに、行政需要の変化、実現可能性、緊急性、優先性等を再検討し、次のとおり必要な見直しを行う。

ア 引き続き実施計画に計上する事業については、(2)に準じて選定する。

イ 事業の進捗状況を踏まえ、事業内容及び事業費の見直し、実施年次の変更、計画の廃止等について十分に検討する。

### 4 改定案作成に当たっての留意事項

(1) 広く情報収集を行い、区民意識調査等に基づく区民意見・要望等の適切な反映に努める。

(2) 議会要望事項に留意し計画への反映に努めるとともに、区の附属機関等からの答申・提言・報告の趣旨の反映に努める。

(3) 関係団体、事業者など多様な主体との役割分担や連携・協力を行うなど、新たな事業手法や事業運営の転換についても検討する。

(4) 国・東京都との関連施策・事業については、最新情報の収集に努め、国・東京都の

政策や計画等の動向を適切に把握したうえで立案を行う。

(5) 目黒区基本計画を補完する分野別補助計画、目黒区行革計画及び区有施設見直し方針との整合性を図った立案を行う。

(6) 各部局長は、所属職員に対し実施計画の改定の趣旨を十分に周知するとともに、改定案の作成に当たっては、積極的に職員参加を図る。また、他の部局や関係機関に関連する施策・事業は、関係する部局や関係機関と十分な調整に努める。

#### 5 区議会の意見の反映

計画策定の各段階で報告し、区議会の意見・要望を求める。

#### 6 住民意見・要望の反映

改定素案についてパブリックコメントを実施する。住民説明会（まちづくり懇談会）区報等により、区民及び関係団体に周知し、意見・要望を求める。

#### 7 改定のスケジュール（予定）

時 期	内 容
26年 4月 9日 (実施)	区政に対する意識調査の結果について議会報告
24日	区政に対する意識調査の結果を各所管に周知、検討依頼 実施計画改定要領決定
~5月 上旬	実施計画所管案作成依頼 実施計画改定要領について議会報告
6月 下旬	実施計画所管案提出締切
7月	実施計画所管案ヒアリング
8月 上旬	実施計画改定原案作成
9月 下旬	実施計画改定素案作成 実施計画改定素案決定
10月 上旬 中旬	実施計画改定素案について議会報告 公表（めぐろ区報等）パブリックコメント実施（~11月下旬） 区民と区長のまちづくり懇談会（~11月上旬）
27年 1月 中旬 下旬	実施計画改定案作成 実施計画改定案決定
2月 中旬	実施計画改定案について議会報告
3月	実施計画決定
4月	公表

以 上